

改正	平成17年3月4日規則第2号	平成17年12月20日規則第134号
	平成18年3月31日規則第71号	平成18年4月28日規則第82号
	平成19年2月27日規則第9号	平成20年3月18日規則第11号
	平成22年3月16日規則第10号	平成22年3月31日規則第28号
	平成23年3月25日規則第12号	平成25年3月1日規則第10号
	平成25年3月22日規則第21号	平成26年3月28日規則第39号
	平成27年3月24日規則第25号	平成27年5月28日規則第57号
	平成27年11月27日規則第88号	平成28年3月11日規則第12号
	平成28年8月30日規則第92号	平成29年12月26日規則第75号
	平成30年3月30日規則第30号	平成30年3月30日規則第36号
	平成30年3月30日規則第40号	令和2年1月10日規則第1号
	令和2年2月7日規則第4号	令和3年3月31日規則第37号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報通信技術利用条例の規定による知事等が定める事項等（第3条—第8条）

第3章 書面等によることとされる規則に基づく手続における情報通信の技術の利用（第9条—第12条）

第4章 その他の手続における情報通信の技術の利用（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 知事若しくは知事に置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第2条第1号ウに規定する者のうち知事の指定を受けたもの（以下「知事等」と総称する。）に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている知事の所管する条例、規則等に係る申請、届出その他の手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の条例、規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（2）電子証明書 電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の条例、規則等に基づき知事等に対し行われる通知を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第2章 情報通信技術利用条例の規定による知事等が定める事項等

（申請等の指定）

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、知事が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって知事が告示で定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、電子申請等を行う者が、知事が告示で定めるところにより、第2号及び第3号に掲げる事項を入力することに代えて、条例及び規則の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

- (1) 知事等が指定する様式に記録すべき事項
 - (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例及び規則の規定により添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 当該申請等を書面等により行うときに条例及び規則の規定により添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第1号に掲げるものを除く。）
- 2 知事等は、電子申請等を行う者が前項第2号に規定する書面等又は同項第3号に規定する電磁的記録のうち知事が告示で定めるものに記載されている事項を入力し申請等をする場合は、知事が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。
- 3 電子申請等を行う者は、第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が告示で定める電子証明書
- 4 電子申請等を行う者が、当該電子申請等を行う者を特定するための識別番号及び暗証番号の入力を要する申請等として知事が指定するものを行う場合は、知事から付与された識別番号及び暗証番号を、その者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。
- 5 識別番号及び暗証番号の付与を受けようとする者は、知事が指定する事項を知事が指定する方法により当該付与を受けようとする者の使用に係る電子計算機から入力し申し込まなければならない。ただし、知事からあらかじめ識別番号及び暗証番号の付与を受けている者については、この限りでない。
- 6 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、識別番号及び暗証番号の付与を行い、その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。
- 7 前2項の規定により識別番号及び暗証番号の付与を受けた者は、第5項の規定により入力した事項その他の知事が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、知事が指定する方法により届け出なければならない。
- 8 知事は、前項の届出を受け変更等を行ったときは、その旨を当該届出を行った者に通知するものとする。
- 9 知事は、特定の識別番号及び暗証番号に係る申請等が長期間行われないう場合等、その管理上必要と認める場合には、職権により当該識別番号及び暗証番号の取消しを行うことができる。
- 10 知事等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の条例及び規則の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。
- (1) 電子申請等を行う者に係る第3項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項
 - (2) 電子申請等を行う者に係る第3項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

- (3) 電子申請等を行う者に係る第3項第3号に掲げる電子証明書であって、知事が告示で定めるものを送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書又は住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項
 - (4) 電気通信回線を使用して知事等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項
 - (5) 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第215条若しくは第223条又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第147条に規定する電磁的方法により知事が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けられることができる状態に置くとき 当該財務諸表等に記載され又は記録された事項
- 11 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第1項の入力を行うときは、知事が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則2号・18年82号・27年88号〕

（署名等に代わる措置）

第5条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する措置は、前条第1項各号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い当該電子署名に係る同条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書若しくは同項第2号に掲げる署名用電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずることとする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書又は同項第2号に掲げる署名用電子証明書を当該処分通知等と併せて送信することとする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書又は同項第2号に掲げる署名用電子証明書を添付することとする。

一部改正〔平成27年規則88号〕

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 知事等が、情報通信技術利用条例第4条第1項により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合を除き、知事等は、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを知事が定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事等が道の機関及び北海道議会並びにこれらに所属する職員に対し行う処分通知等については、前2項の規定にかかわらず、知事等の指定する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合であって、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機が道の機関等の使用に係る電子計算機でない場合は、この限りでない。

4 知事等が、第1項又は第2項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに条例及び規則の規定により定められている様式に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第4条第1項の電子計算機（知事等の使用に係るものに限る。）から入力し、当該入力した事項についての情報に電子署名を行い、前条第2項に規定する電子証明書又は署名用電子証明書を当該処分通知等と併せて送信しなければならない。

5 知事等は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから知事が告示で定める期限までに記録しない場合その他知事が告示で定める必要と認める場合には、当該処分通知等に代えて、書面等によりこれを行うことができる。

6 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合において、当該処分通知等を受けた者が、当該処分通知等に係る電磁的記録を電

磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子証明を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯した場合には、当該書面等による処分通知等を携帯しているものとみなす。

7 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、知事が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

一部改正〔平成27年規則88号〕

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 知事等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等が所管する事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 知事等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

第3章 書面等によることとされる規則に基づく手続における情報通信の技術の利用

(規則に基づく手続)

第9条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている書面等によることとされる規則の規定に基づく申請、届出、処分、縦覧、作成その他の手続（以下「規則に基づく手続」という。）に係る電子情報処理組織又は電磁的記録の使用については、情報通信技術利用条例第3条から第6条まで及び前章の規定の例による。

(規則に基づく申請、届出等の指定)

第10条 前条の規定によりその例によることとされる情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請、届出その他の知事等に対して行われる通知（以下「規則に基づく申請、届出等」という。）は、別表第2の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定による規則に基づく申請、届出等とする。

(適用除外)

第11条 別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定による規則に基づく手続については、第9条の規定は、適用しない。

(公表)

第12条 知事等が第9条の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる規則に基づく手続その他行政手続等における情報通信の技術の利用に関する状況の公表については、情報通信技術利用条例第9条の規定の例による。

第4章 その他の手続における情報通信の技術の利用

(その他の手続)

第13条 知事等に対し行うこととされ、又は知事等が行うこととしている法令（法令に基づく告示を含む。以下同じ。）、条例、規則、訓令及び知事の告示に基づく申請、届出、処分、縦覧、作成その他の手続（情報通信技術利用条例第3条から第6条まで及び前2章の規定の適用を受けるものを除く。）に係る電子情報処理組織又は電磁的記録の使用については、他の法令、条例、規則、訓令、知事の告示等に特別の定めがある場合を除くほか、前章（第10条及び第11条を除く。）の規定の例によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部改正)

2 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則（平成9年北海道規則第134号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道税条例施行規則の一部改正)

- 3 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

- 4 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道財務規則の一部改正)

- 5 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年3月4日規則第2号)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成17年12月20日規則第134号)

この規則は、平成18年1月30日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月28日規則第82号)

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成19年2月27日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月16日規則第10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第28号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年3月28日から施行する。
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)
- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年北海道規則第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正)

- 3 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則(昭和62年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月1日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成25年3月22日規則第21号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成26年3月28日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日規則第25号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 5 月28日規則第57号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

3 次に掲げる規則の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める。

（1）北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）別表第 2

（2）北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第 2 条の表 1 の項右欄

附 則（平成27年11月27日規則第88号）

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月11日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 8 月30日規則第92号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規則第75号）

この規則は、平成30年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第30号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第36号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第40号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月10日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 6 月21日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第37号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

条例名	手続等の根拠規定
化製場等に関する法律施行条例（昭和59年北海道条例第52号）	第 3 条（図面に係る部分を除く。）（第 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 9 条第 1 項
北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）	第15条第 1 項、第29条第 1 項及び第 2 項並びに第36条第 1 項
北海道営住宅条例（平成 9 年北海道条例第11号）	第41条第 1 項

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文
特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）	第2条第1項、第4条、第6条第1項、第7条第1項（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合を除く。）、第8条及び第11条
北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）	第11条本文
北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）	第13条第1項、第3項及び第4項、第14条、第25条第1項、第3項及び第4項並びに第29条各項
北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）	第3条第1項及び第2項（第3号に係る部分に限る。）（第9条第3項において準用する場合を含む。）

全部改正〔平成17年規則134号〕、一部改正〔平成18年規則71号・23年12号・25年21号・28年12号・29年75号・30年40号・令和2年1号・4号・3年37号〕

別表第2（第10条関係）

規則名	手續等の根拠規定
旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）	第9条
温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）	第6条、第14条、第15条第1項及び第18条
北海道胞（え）衣（な）及び産わい物処理条例施行規則（昭和24年北海道規則第179号）	第2条第1項（各号列記以外の部分に限る。）（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第3条第1項（各号列記以外の部分に限る。）（同条第2項において準用する場合を含む。）
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）	第24条の3
と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）	第7条及び第8条
北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）	第41条の6（個人事業税の事業開始等の届出に係る部分を除く。）
北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）	第5条第2項、第4項及び第6項並びに第9条第2項及び第4項
毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）	第12条の2第2項
災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）	第15条第2項
医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）	第28条及び第31条
北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）	第16条（氏名等変更届出書に係る部分に限る。）及び第17条
北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）	第4条第1項及び第13条第2項

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）	第5条
墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第100号）	第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項
興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）	第6条、第6条の2第1項及び第6条の3第1項
化製場等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第103号）	第2条第1項、第8条、第13条第1項、第14条第1項及び第15条
租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）	第7条
北海道立心身障害者総合相談所管理規則（昭和62年北海道規則第75号）	第4条第1項
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）	第6条前段、第7条前段、第8条、第9条前段、第13条第1項前段及び第17条第2項前段
北海道立アイヌ総合センター条例施行規則（平成3年北海道規則第95号）	第4条第1項
北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号）	第6条（同条第6号に係る部分に限る。）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）	第5条第8項、第7条第2項並びに第20条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項
北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）	第11条第1項（第4号に係る部分を除く。）及び第13条第1項（第4号に係る部分を除く。）
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）	第5条各項
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）	第7条第1項、第11条及び第18条
北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）	第20条及び第25条
森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）	第5条及び第7条第3項
北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第77号）	第31条第1項（変更事項の内容を説明する書類に係る部分を除く。）、第35条第1項、第2項及び第4項、第37条並びに第38条
北海道立総合博物館管理規則（平成26年北海道規則第72号）	第9条第1項

全部改正〔平成23年規則12号〕、一部改正〔平成25年規則10号・27年25号・57号・28年12号・92号・30年30号・36号・令和2年1号・3年37号〕

別表第3（第11条関係）

規則名	手續等の根拠規定
災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）	第8条

北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）	第13条第4項及び第8項（施設使用許可済証に係る部分に限る。）
北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）	第16条第1項

一部改正〔平成19年規則9号・26年39号・30年30号〕